

# 実務経歴書・実務経歴証明書

【記入に当たっては、総合案内書の「§5. 受講申込書等の記入について」をご覧ください。】

【注意】実務経歴は、一級建築士登録後のものを記入して下さい。

番号	建築物の名称 (所在地及び竣工年月)	建築物の規模・構造・用途	勤務先名称・所在地 ・所属部署・役職	担当した実務の分類*	この期間における実務全体の内容及び構造設計等を担当した実務の内容	当該実務を実施した期間 (平成20年6月5日まで算入できます。)							
						年・月～年・月 (重複不可)	期間						
11 実務期間が重複しないよう年代順に記入して下さい。	〇〇総合センター 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 竣工H16年10月	延べ面積 40,000 m <sup>2</sup> 地上 13 階建 RC 造 映画館、集会場	〇〇建築構造設計事務所 〇〇市〇〇1-1-1 主任	1	計画条件の設定の段階からプロジェクトに参加し、類似事例の調査、関係法令の確認を行いつつ、構造種別の検討を行い構造計画の策定を行った。当該計画に基づいて、構造概要計画書の作成を行った。	H13 ・ 5	H14 ・ 11	年 1	月 7				
	〇〇産業本社ビル 〇〇県〇〇市〇〇3-4-5 竣工H15年7月	延べ面積 4,300 m <sup>2</sup> 地下 1 階地上 7 階建 SRC 造、事務所	〇〇建築構造設計事務所 から〇〇建設へ出向 〇〇市〇〇1-1-1 構造主任	4	事務所において、設計した物件について、建設会社からの要請に基づき建築現場に出向した。施工管理を5ヶ月行った後、設計補助業務及び工事監理として、設計図書のうち、構造関係図書の作成を行うとともに施工図の確認を行った。	H14 ・ 12	H15 ・ 7	3 月	7				
	〇〇スポーツセンター 〇〇県〇〇市〇〇2-2-2 竣工H16年9月	延べ面積 3,300 m <sup>2</sup> 地下 1 階地上 5 階建 RC 造一部S造、体育館	〇〇建築構造設計事務所 〇〇市〇〇1-1-1 課長代理	2	構造設計条件の詳細確定を行った上で、各部材の適合性を検討した。応力解析として、モデルの設定及び構造計算を行った。構造設計図の作成は、部下に行わせ、自らは、構造計算書の作成を行った。	H15 ・ 8	H16 ・ 1	0	6				
	有料ホーム〇〇 〇〇県〇〇市〇〇3-3-3 竣工H19年5月	延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> 地下 1 階地上 7 階建 RC 造、老人ホーム	同上	2 及び 3	構造に関する実施設計を担当し、構造設計図の各図面の作成とともに構造計算を行った。また、構造に関する工事監理を行い、設計意図を施工者に伝えるため、施工者との打合せ、説明用の図面等の作成を行った。	H16 ・ 4	H18 ・ 5	1	2				
	〇〇市役所 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1 竣工H20年3月	延べ面積 20,000 m <sup>2</sup> 地下 2 階地上 7 階建 SRC 造、庁舎	〇〇建築構造設計事務所 〇〇市〇〇1-1-1 課長	1 及び 2	基本設計として、安全性能の設定、設計方針の設定を行い、構造計画概要書を作成した。実施設計として、応力解析や各部の設計を行い、構造設計図、構造計算書を作成した。	H18 ・ 4	H19 ・ 3	+	10 月				
	〇〇ハイツ 〇〇県〇〇市〇〇2-2-2 竣工H20年3月	延べ面積 4,000 m <sup>2</sup> 地上 8 階建 RC 造、共同住宅	同上	2 及び 3	実施設計の責任者として、応力解析を実行し、構造計算書の作成を行った。工事期間中に構造に関する工事監理を行い、設計意図を正確に伝えるため、施工者と十分な打合せを行うとともに、説明用の図面を作成した。	H19 ・ 4	H20 ・ 3	1	0				
<b>実務期間の計算</b>						実務期間は重複しないように記して下さい。 複数のプロジェクトに関する業務を同時に実施していた期間は1つの業務についてのみ期間を記して下さい。		期間の重複不可		<b>実務期間の合計 (60ヶ月以上)</b>		5	4 月

※担当した実務の分類について次【1~3】のうち該当する記号を選び記入して下さい。

一級建築士登録後の構造設計等に関する実務 【1.基本設計 2.実施設計 3.工事監理 4.その他】(「4.その他」を選択した場合はその内容も記入)

上記の通りであることを証明します。

第三者による証明 証明者氏名(自署): 教育 千太 建築士免許の種類: (一級)二級 木造 登録番号: 〇〇〇〇〇号 申請者との関係: 上司

勤務先等: (株) 〇〇建築構造設計事務所 役職: 部長 (管理建築士)

所属部署: 〇〇部 電話: 〇〇〇〇 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇〇

【注意】虚偽の証明をした場合は、建築士として、処分を受けることがあります。

5-4. 実務経歴書・実務経歴証明書の記入例  
施工は実務期間として算入できない。設計補助業務及び工事監理は算入できる。